

第10章 市民経済計算

10-1 市内総生産

年 度	市内総生産	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
		農林水産業	鉱工業 # 1	電気・ガス・水道・ 廃棄物処理業	建設業	卸売・小売業	運輸・郵便業	宿泊・飲食サービス業	情報通信業
平成23年度	912,632	17,886	81,777	21,120	39,444	117,848	34,401	28,683	19,111
24	922,788	19,375	94,925	20,587	41,594	118,897	32,231	26,361	15,745
25	985,905	17,787	137,717	20,769	51,309	121,765	33,373	27,595	15,913
26	1,012,159	17,844	149,572	22,073	57,956	118,090	35,945	28,289	15,692
27	1,025,329	17,791	135,066	27,533	63,744	116,964	35,174	28,161	16,280
28	1,035,968	21,237	135,962	26,999	56,963	114,019	34,102	31,743	16,429
29	1,034,230	21,824	127,725	27,369	49,864	117,711	34,742	32,687	16,204
30	1,052,672	20,445	128,059	28,158	51,837	117,086	34,465	33,129	23,349
令和元年度	1,041,298	16,671	131,841	28,927	48,558	114,076	35,067	30,669	16,261
2	1,036,403	15,898	134,460	26,527	51,519	106,791	29,027	19,662	16,267

※市町村民経済計算は、地域住民の経済活動によって一定期間（会計年度）に生み出された価値を生産と分配の両面から把握し、地域の経済規模や構造、所得水準などを明らかにすることによって、それぞれの地域の財政経済政策に役立てることを主な目的としている。

※この表は、内閣府が示した「県民経済計算標準方式（平成27年基準版）」に基づき福岡県が推計した令和2年度の県民経済計算及び市町村民経済計算から作成した。（確報値は原則対象年度の翌々年度の3月頃公表）

※「市内総生産」とは、市内で生産の結果生み出された付加価値であり、その生産に携わった人の居住地のいかんを問わず把握したものである。また、市内における経済活動によって新たに生み出された付加価値の総額を市場価格で表示したものであり、産出額から原材料等の中間投入を控除したものである。

※この表における第1次産業は(1)、第2次産業は(2)・(4)、第3次産業は(3)・(5)～(15)である。#1「(2)鉱工業」とは「鉱業」と「製造業」を統合したものであり、#2「輸入品に課される税・関税等」とは「輸入品に課される税・関税」から「総資本形成に係る消費税」を控除したものである。

※市町村民経済計算は、毎年度公表する度に過去の値も修正される。これは、市町村民経済計算の元となる県民経済計算が、一次統計の遡及修正や5年に一度の周期調査（国勢調査など）の結果を反映させて値を過去値まで修正していることなどによる。したがって、市町村民経済計算結果は、過去の値も常に最新のものを確認する必要がある。

※＜参考＞県民経済・市町村民経済計算の主要概念の整理

（福岡県オープンデータサイト「令和元（2019）年度 市町村民経済計算（名目）の概況」より抜粋）

経済活動は、企業等の生産活動によって新たな価値、つまり付加価値が生み出され（「生産」）、その生産活動に参加した労働者（家計）への賃金や企業の利潤等として分配され（「分配」）、分配された付加価値を所得として家計が消費したり、企業等が投資を行ったりする（「支出」）という循環を繰り返しています。これら「生産」「分配」「支出」から評価した付加価値は、同一の価値の流れを異なった側面から把握したもので、概念上の調整を加えると、それぞれ等しくなります（三面等価の原則）。このように3側面から県民経済の循環と構造を計量的に把握することによって、県経済の実態を包括的に明らかにし、県の総合的な経済指標として各種施策の企画・立案等に活用することができます。また、このほかにも、国経済における本県経済の位置が明らかになるとともに、各県経済相互間の比較が可能となり国経済の地域的分析、地域の諸施策に利用されています。

(単位：百万円)

(9) 金融・保険業	(10) 不動産業	(11) 専門・ 科学技術・業務支援 サービス業	(12) 公務	(13) 教育	(14) 保健衛生・社会事業	(15) その他のサービス	小計 (1)～(15)	輸入品に課され る税・関税等 # 2
46,220	118,467	78,215	61,251	47,637	136,350	57,535	905,946	6,687
45,533	120,145	77,404	59,097	47,372	140,747	55,747	915,761	7,027
46,347	123,265	81,728	56,702	46,573	143,578	53,870	978,292	7,613
45,853	125,669	83,632	58,340	48,002	142,994	52,740	1,002,691	9,468
45,425	128,364	87,705	58,548	47,227	156,391	53,236	1,017,611	7,718
44,890	131,503	92,594	59,937	45,976	163,810	53,215	1,029,380	6,588
46,722	133,295	93,306	62,051	45,852	162,945	54,630	1,026,925	7,305
48,116	134,878	94,813	64,296	46,287	165,641	53,781	1,044,341	8,331
49,237	136,119	96,111	61,965	46,478	168,717	53,378	1,034,076	7,223
44,870	138,120	96,312	85,563	47,269	169,103	47,896	1,029,286	7,117

資料：福岡県オープンデータサイト「福岡県 市町村民経済計算（平成23～令和2年度）（平成27年基準）」